

## 神奈川県看護師等修学資金貸付金のご案内

### ○修学資金制度の概要

神奈川県では、県内にて看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設(看護専門学校や大学の看護学部等)に在学し、卒業後は「県内で看護職として従事する」意思がある方へ、選考の上、修学資金をお貸しする制度を設けています。

この制度は貸付のため、卒業後には全額返還していただきます。ただし、条件に合致する方は返還免除を受けることが可能です。

区分		種類	一般修学資金	特例貸付修学資金
所得制限			なし	あり*
貸付月額 (初回加算金除く)	保健師、助産師、 看護師養成課程	公立	17,000円	月額 40,000円
		民間立	20,000円	
	准看護師養成課程	公立	12,000円	初回加算金 100,000円
		民間立	15,000円	
返還免除要件	免除要件		卒業後、下記の施設に5年間(3年間)継続して従事する。	
	主な免除対象施設 (神奈川県内)		5年：病院、保健所、児童福祉施設等 3年：200床未満の病院、診療所、精神科病床数が8割以上の病院等	

※住民税が非課税の世帯もしくは住民税が均等割のみの世帯の者を対象とします。

### ○貸付制度の種類と応募要件

修学資金には一般修学資金と特例貸付修学資金の2種類があります。特例貸付は所得制限がありますのでご注意ください。

種類	応募要件
一般修学資金	① 現在、養成施設に在学している者 ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である者 ③ 養成施設を卒業した後、県内において看護職の業務に従事する意思を有する者
特例貸付修学資金	上記の①～③に加えて、次の要件を満たしている者 ④ 住民税が非課税の世帯もしくは住民税が均等割のみの世帯の者 ※世帯年収目安：約250万円未満(4人家族の場合)

(注意事項)

- ・④については、世帯全員が上記に該当している場合とします。なお、同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なしますので、その者も含めて全員とします。
- ・「生計を一にする」とは、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合とします。

## ○貸付額

修学資金の貸付額は次のとおりです。なお、一般修学資金の貸付額は、養成施設及び在学する課程により異なりますのでご注意ください。

種類	保健師・助産師・看護師課程	准看護師課程
一般修学資金	月額20,000円[民] 月額17,000円[公]	月額15,000円[民] 月額12,000円[公]
特例貸付修学資金	月額40,000円 初回加算金100,000円※ ※希望者のみ。ただし、入学初年度の学生に限る。 また、初回加算金のみの貸与はできません。	

[民]:民間立養成施設の在学生、[公]:国立病院機構や自治体の養成施設在学生

## ○返還免除となる条件

返還免除となるには、次のすべての条件を満たす必要があります。ひとつでも満たさない条件がある場合は免除とならず、返還となります。この条件は一般と特例貸付ともに共通です。条件を満たした場合には、返還免除の申請をすることができます。

1. 卒業後、神奈川県内の返還免除対象施設において、必要な従事期間を継続して従事すること。

主な返還免除対象施設(神奈川県内に限る) ※	必要な従事期間
病院、保健所、母子保健センター、 身体障害者社会参加支援施設、精神障害者社会復帰施設、 知的障害者援護施設、児童福祉施設	5年間
200床未満の病院、診療所、 精神病床数が全病床数の8割以上の病院、 介護老人保健施設、老人福祉施設	3年間

※教育・研究職や有料老人ホームは対象外。

- ・上記以外の返還免除対象施設についてはお問い合わせください。
- ・退職等で必要な従事期間が1ヶ月でも不足したり、転職等で途中で1ヶ月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。ただし、貸付を受けた期間以上勤務をした場合は、勤務期間に応じて一部免除ができます。

2. 返還免除対象施設には、卒業した月の翌月から(3月卒業の場合は4月から)、常勤職員として引き続き(継続して)従事すること。

(注意)

- ・転職や休職等で途中で1ヶ月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。
- ・やむをえない事情により未就業期間が生じる場合は、事前にご相談が必要です。

3. 返還免除対象施設では、在籍した課程で取得した看護職資格(保・助・看・准)で従事すること。

## ○申請方法

在学する養成施設が毎年4月上旬ごろに申請を受け付けますので、ご入学後に養成施設の事務室等へお尋ねください。

必要な書類	一般 修学資金	特例貸付 修学資金
<b>1 貸付申請書(第1号様式)</b> 養成施設から配布された様式に、必要事項を記入し提出してください。 ※連帯保証人、申請者はそれぞれ本人が記入してください。 ※連帯保証人の印鑑は実印を使用してください。	○	○
<b>2 誓約書(第3号様式)</b> 養成施設から配布された様式に、必要事項を記入し提出してください。	○	○
<b>3 委任状</b> 養成施設から配布された様式に、必要事項を記入し提出してください。	○	○
<b>4 連帯保証人の印鑑登録証明書</b> 必ず原本を提出してください。写しは無効です。 ※提出日前3ヶ月以内に発行のもの	○	○
<b>5 住民票の写し</b> 世帯全員が掲載されたものがが必要です。 ※同居していなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。 ※提出日前3ヶ月以内に発行のもの	—	○
<b>6 市町村民税非課税証明書等</b> (住民税の均等割及び所得割額が確認できる書類) 世帯全員分が必要です(16歳未満の者については不要)。 ※ただし、配偶者控除及び扶養控除を受けていることが確認できる場合は、その者に係る証明書の提出は不要です。 ※同居していなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。 ※提出日前3ヶ月以内に発行のもの	—	○
<b>7 大規模災害に被災したことを証明する書類</b> 選考の資料としますので、該当する場合は被災証明書等(写し可)を提出してください。	—	(○)

※7の書類は、該当がない場合は提出不要です。

## ○ご注意

- 本制度はあくまでも貸付金です。条件を満たさない場合は全額返還となります。
- 本貸付は例年希望者が多く、申請された方全員にお貸しすることができない状況になっていきますので、予めご了承ください。
- 本貸付を受けるには、連帯保証人が2名必要です。
- 連帯保証人は返済資力を有する方で、1名は親権者又はこれに類する方としてください。もう1名は、親権者以外の成人の方をお願いしてください。
- 中退、停学処分が生じた場合は貸付停止となり、全額返還となります。
- 休学や留年の期間中は、貸付されません。
- 卒業後の従事期間中に出産や療養等で休職する場合は、事前手続きを行うことで一時猶予を申請できます(必要な従事期間が終了する時期は延期されます)。

お問合せは、神奈川県保健福祉局 保健人材課  
電話045-210-1111(代表)内線4763  
月～金8:30～17:15(年末年始・休日を除く)